

大分県報

平成二十九年
第二八六八号
三月三十一日

（金曜日）

目次

告示

- 保安林の指定の解除……………
- 第十二次鳥獣保護管理事業計画の策定及び縦覧……………
- 第二種特定鳥獣管理計画の策定及び縦覧……………
- 知事が所管する公の施設の指定管理者の指定……………
- 指定漁船調査の縦覧……………
- 道路区域の変更（九件）……………
- 道路の供用開始（八件）……………

○告示

- 大分県告示第二百六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成二十九年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 解除に係る保安林の所在場所
大分市大字上戸次字銅尻三八二七番一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

大分県告示第二百七号

平成二十九年三月三十一日

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により、第十二次鳥獣保護管理事業計画を策定したので、当該事業計画書を平成二十九年四月一日から大分県農林水産部森との共生推進室及び各振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条の二第一項の規定により、第二期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び第二期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を策定したので、当該計画書を平成二十九年四月一日から大分県農林水産部森との共生推進室及び各振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十九年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

公の施設の名称	指定管理者	期 間	指 定 年 月 日
大分県マリノカル チャーセンター	大分市府内町三丁目八番八号 株式会社プランニング大分 代表取締役社長 入不二 茂 隆	平成二十九年四 月一日から平成 三十年三月三十 一日まで	平成二十九年三月二十 九日

大分県告示第二百十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

大分県報（告示）

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
別府市亀川浜田町十番五号
豊島 功

別府市大字鶴見四千二百二十三番地の四十二

永井 美津男

別府市亀川四の湯町二十三番九号

末政 重美

2 加入区

別府市加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年三月三十一日から同年四月十四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 別府市亀川浜田町九百九十一の百十七
大分県漁業協同組合別府支店事務所

大分県告示第二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
一般国道五〇〇号	別府市大字天間字谷口 四七一三から 別府市大字天間字広渡 四七八番三まで	前	A 三七・〇 七・〇	一九四・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B 八〇・〇 一五・〇	一、三一八・〇	
別府市大字天間字谷口 四七一三三地区内	別府市大字南畑字焼分 ヨリ石塔一九一七番五 八から 別府市大字南畑字カマ タキパー一九〇八番九ま で	前	A 五四・〇 五・五	二、一七三・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B 八〇・〇 一五・〇	一、三一八・〇	
大分県告示第二百一十二号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年三月三十一日	大分市賀来南二丁目一〇二三番一 八から 大分市賀来南二丁目一〇二九番二 まで	前	メートル 一一・七 九・〇	八九・五	大分県知事 広 瀬 勝 貞
		後	メートル 二六・八 九・〇	九四・〇	

大分県告示第二百十三号	後		前		後		前		後		
	B	A	A	B	B	A	B	A	B	B	
大分県告示第二百十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年三月三十一日	八六・〇 〇・〇	二四・〇 三・五	二四・〇 三・五	六〇・〇 一六・〇	六〇・〇 一六・〇	四三・〇 四・〇	八四六・五	一三・〇 一・〇	一五・〇		
	二九八・〇	三二〇・〇	三二〇・〇	三二一・五	三二一・五						

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年三月三十一日

大分県告示第二百十四号	後		前		後		前		後	
	B	A	A	B	B	A	B	A	B	B
大分県告示第二百十四号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年三月三十一日	三五・六 八・〇	一一・六 三・三	一一・六 三・三	三五・六 八・〇	三五・六 八・〇	四六〇・〇	四二三・〇	四二三・〇	四二三・〇	
	四二三・〇	四六〇・〇	四六〇・〇	四二三・〇	四二三・〇					

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示）

道路の種類 及び路線名 佐伯市大字二栄字東ノ鼻一三二番 五地先まで	佐伯市本匠大字波寄字ヒグリ二六 〇七番三から 佐伯市本匠大字波寄字ヒグリ二六 一一番三まで		前	二七・八 ）七・一	一三〇・〇
	後	一七六・〇 ）三六・〇	一三〇・〇		

大分県告示第二百十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

道路の種類 及び路線名 県道庄内久 住線	竹田市久住町大字仏原字尾迫一二 三七番二地先から 竹田市久住町大字栢木字浦窪六九 二〇番一まで		区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	後	前	四五・四 ）八・一	一、〇〇〇・〇	

大分県告示第二百十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名 一般国道二 一三三号	豊後高田市堅来字日平二九八番三 地先から 豊後高田市堅来字日平三三三番六 地先まで 豊後高田市堅来字日平三三三番三 から 豊後高田市堅来字日平三三三番七 まで		区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	後	前	一七・四 ）一四・一	一・一〇	
県道山香国 見線	豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八 二二番四から 豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八 二四番まで		後	九六・〇 ）二五・〇	八四・六
	前	七九・〇 ）二〇・〇	八四・六		
県道豊後高 田安岐線	豊後高田市小田原字滝ノ下八二九 番五地先から 豊後高田市小田原字上村五〇五番 一地先まで		後	三三・二 ）一三・二	四〇七・二
	前	二三・四 ）九・八	四〇七・二		

大分県告示第二百十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>大分市賀来南二丁目一〇二三番一八から 大分市賀来南二丁目一〇二九番二まで</p> <p>供用開始年月日</p> <p>平二九・三・三一</p>
<p>大分県告示第二百二十一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>大分県告示第二百二十三号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>大分市大字下郡字中新地三三三四番二から 大分市大字下郡字丁畑三一〇番七地先まで 大分市大字下郡字丁畑三〇九九番七から 大分市大字下郡字丁畑三一五三番一六まで</p> <p>供用開始年月日</p> <p>平二九・三・三一</p> <p>大分県告示第二百二十二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>大分市本匠大字波寄字平二三〇四番二から 佐伯市本匠大字波寄字平二三九一第一地先まで</p> <p>供用開始年月日</p> <p>平二九・三・三一</p> <p>大分県告示第二百二十四号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>佐伯市上浦大字浅海井浦字浪太鼻三七八一番 六から 佐伯市大字二栄字タテバヘ一二番三まで</p> <p>供用開始年月日</p> <p>平二九・三・三一</p> <p>一般国道二一七号</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>県道庄内久住線</p> <p>竹田市久住町大字仏原字久保九〇〇番三から 竹田市久住町大字仏原字久保七九三番二まで</p> <p>供用開始年月日</p> <p>平二九・三・三一</p>

<p>大分県告示第二百二十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		<p>大分県告示第二百二十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		<p>大分県告示第二百二十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十九年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二三号	豊後高田市堅来字日平三二三番三から 豊後高田市堅来字日平三二三番七まで	豊後高田市見目字小路三〇六四番一地先内	豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八二二番四から 豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八二四番まで	豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八二二番四から 豊後高田市加礼川字上柚ノ木二八二四番まで	平二九・三・三一
県道山香国見線	豊後高田市小田原字滝ノ下八二九番五地先から 豊後高田市小田原字上村五〇五番一地先まで	豊後高田市田染上野字大山八一三番四地先から 豊後高田市田染上野字ホキノ下四五九番一地先まで	県道国東安岐線	国東市武蔵町糸原字鳥手二六三〇番一地先から 国東市武蔵町糸原字鳥手二六一一番三地先まで	平二九・三・三一
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道豊後高田安岐線	豊後高田市田染上野字大山八一三番四地先から 豊後高田市田染上野字ホキノ下四五九番一地先まで	平二九・三・三一	県道成仏杵築線	杵築市大字岩谷字筒木九四四番三地内 杵築市大字岩谷字筒木八八一番一地先内	平二九・三・三一